

別表 (第3条関係)

助成対象機器等	助成対象者	設置等の対象となる建物	助成要件	対象経費	助成金額
太陽光発電システム A	自らの居住の用に供する住宅に対象機器を設置した区民	自ら居住する戸建住宅 自ら居住する集合住宅	以下の要件をすべて満たすものとする。 1 IEC電気機器安全規格適合試験制度で認定されている認証機関 (JET、VDE、TÜV Rheinland Japan、UL Japan等) により、認証を受けた製品であること。 2 業者の設置工事により移設できないように固定されていること。	機器本体・付属品費および設置にかかる費用一式	出力1kWあたり5万円 (上限20万円)
	区内に事業の用に供する目的で、事業所または戸建住宅を所有または賃借し、当該建築物に対象機器を設置した中小企業者等	事業用に自ら所有または賃借する戸建住宅 事業用に自ら所有または賃借する事業所 (延べ床面積150㎡未満)			
太陽光発電システム B	区内の集合住宅の共有部分に対象機器を設置した管理組合等	集合住宅の共有部分	以下の要件をすべて満たすものとする。 1 IEC電気機器安全規格適合試験制度で認定されている認証機関 (JET、VDE、TÜV Rheinland Japan、UL Japan等) により、認証を受けた製品であること。 2 業者の設置工事により移設できないように固定されていること。	機器本体・付属品費および設置にかかる費用一式	出力1kWあたり5万円 (上限50万円)
	区内に事業の用に供する目的で、事業所または集合住宅を所有または賃借し、当該建築物に対象機器を設置した中小企業者等	事業用に自ら所有または賃借する集合住宅 事業用に自ら所有または賃借する事業所 (延べ床面積150㎡以上)			
蓄電池システム A	自らの居住の用に供する住宅に対象機器を設置した区民	自ら居住する戸建住宅 自ら居住する集合住宅	以下の要件をすべて満たすものとする。 1 太陽光発電システムと接続されており、充電が可能であること。 2 国が実施するネット・ゼロ・エネルギーハウス (ZEH) 支援事業において、当該事業の執行団体 (一般社団法人環境共創イニシアチブ (SII)) に補助対象機器として過去2過年度以内に登録実績があるもの。 3 業者の設置工事により移設できないように固定されていること。	機器本体・付属品費および設置にかかる費用一式	蓄電容量1kWhあたり3万円 (上限30万円)
	区内に事業の用に供する目的で、事業所または戸建住宅を所有または賃借し、当該建築物に対象機器を設置した中小企業者等	事業用に自ら所有または賃借する戸建住宅 事業用に自ら所有または賃借する事業所 (延べ床面積150㎡未満)			
蓄電池システム B	区内の集合住宅の共有部分に対象機器を設置した管理組合等	集合住宅の共有部分	以下の要件をすべて満たすものとする。 1 太陽光発電システムと接続されており、充電が可能であること。 2 国が実施するネット・ゼロ・エネルギーハウス (ZEH) 支援事業において、当該事業の執行団体 (一般社団法人環境共創イニシアチブ (SII)) に補助対象機器として過去2過年度以内に登録実績があるもの。 3 業者の設置工事により移設できないように固定されていること。	機器本体・付属品費および設置にかかる費用一式	蓄電容量1kWhあたり3万円 (上限30万円)
	区内に事業の用に供する目的で、事業所または集合住宅を所有または賃借し、当該建築物に対象機器を設置した中小企業者等	事業用に自ら所有または賃借する集合住宅 事業用に自ら所有または賃借する事業所 (延べ床面積150㎡以上)			
事業所用LED照明	区内に事業の用に供する目的で、事業所または住宅を所有または賃借し、当該建築物に対象機器を設置した中小企業者等 (個人事業主が賃借人居住させる目的で賃貸する建築物に対象機器を設置する場合は対象外とする)	戸建住宅 集合住宅 事業所	以下の要件をすべて満たすものとする。 1 事業の用に供する建物に設置するLED照明が以下の機器の種別に応じた基準をすべて満たすものであること。 (1) LED照明器具 ①固有エネルギー消費効率が85lm/W以上であること。 ②LEDモジュール寿命が40,000時間以上あること。 (2) LEDを光源とした内照式表示灯 ①定格寿命が30,000時間以上であること ③電球形LEDランプ ①エネルギー消費効率が70lm/W以上であること。 ②定格寿命が30,000時間以上あること。 2 機器設置費用が10万円以上であること。 3 区内に所在地を有する施工業者の設置工事により移設できないように固定されていること。	機器本体・付属品費および設置にかかる費用一式	機器設置費用の1/2 (上限50万円)
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム (エネファーム)	自らの居住の用に供する住宅に対象機器を設置した区民	戸建住宅 集合住宅	以下の要件をすべて満たすものとする。 1 一般社団法人燃料電池普及促進協会 (FCA) に登録されているもの。 2 業者の設置工事により移設できないように固定されていること。 3 区が実施する「首都圏エネファーム」クレジットハーベスティング事業」に参加を表明すること。なお、対象機器がすでに別のクレジット化事業に登録済み、または登録見込みの場合はこの限りではない。	機器本体・付属品費および設置にかかる費用一式	上限20万円
ヒートポンプ給湯器 (エコキュート・ハイブリッド給湯器)	自らの居住の用に供する住宅に対象機器を設置した区民	戸建住宅 集合住宅	以下の要件をすべて満たすものとする。 1 エコキュートについては、JIS C9220に基づく年間給湯保温効率又は年間給湯効率3.0以上 (寒冷地仕様は2.7以上) 2 ハイブリッド給湯器については、熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率 (JGKAS A705) が102%以上 3 業者の設置工事により移設できないように固定されていること。	機器本体・付属品費および設置にかかる費用一式	上限5万円
省エネルギー家電 (エアコン・冷蔵庫)	自らの居住の用に供する住宅で使用するため、対象機器を購入した区民	戸建住宅 集合住宅	以下の要件をすべて満たすものとする。 1 既設の機器のリサイクルをともなう購入であること。 2 区内の実店舗で購入した機器であること。 3 日本産業規格 C 9 9 0 1 に基づく省エネルギー基準達成率が以下に該当すること。 (1)エアコン 100%以上 (目標年度2027年度) 上記省エネルギー基準達成率の定めのない機器については通年エネルギー消費効率 (APF) が5.3以上であること。 (2)冷蔵庫 105%以上 (目標年度2021年度)	機器本体費	上限1万円
宅配ボックス	自らの居住の用に供する戸建住宅に対象機器を設置した区民 区内に事業の用に供する目的で戸建住宅を所有または賃借し、当該住宅に対象機器を設置した法人・個人事業主	戸建住宅	以下の要件をすべて満たすものとする。 1 施錠できる構造となっていること。ただし、南京錠で施錠するものは除く。 2 3辺の合計が75cm以上の荷物が投函できる大きさがあること。 3 袋式および折りたたみ式でないこと。 4 業者の設置工事により移設できないように固定されていること。 5 購入から設置まで6か月以内に実施されたものであること。	機器本体・付属品費および設置にかかる費用一式	【区内業者】 機器設置費用の1/2 (上限5万円)  【区外業者】 機器設置費用の1/2 (上限3万円)
	自らの居住の用に供する集合住宅に対象機器を設置した区民	集合住宅	以下の要件をすべて満たすものとする。 1 施錠できる構造となっていること。ただし、南京錠で施錠するものは除く。 2 3辺の合計が75cm以上の荷物が投函できる大きさがあること。ただし、集合住宅用の機器については、1つ以上のボックスが本要件を満たすこと。 3 袋式および折りたたみ式でないこと。 4 業者の設置工事により移設できないように固定されていること。 5 購入から設置まで6か月以内に実施されたものであること。	機器本体・付属品費および設置にかかる費用一式	【区内業者】 機器設置費用の1/2 (上限5万円)  【区外業者】 機器設置費用の1/2 (上限3万円)
	区内の集合住宅の共有部分に対象機器を設置した管理組合等 区内に事業の用に供する目的で集合住宅を所有または賃借し、当該建築物に対象機器を設置した法人・個人事業主	集合住宅	以下の要件をすべて満たすものとする。 1 施錠できる構造となっていること。ただし、南京錠で施錠するものは除く。 2 3辺の合計が75cm以上の荷物が投函できる大きさがあること。ただし、集合住宅用の機器については、1つ以上のボックスが本要件を満たすこと。 3 袋式および折りたたみ式でないこと。 4 業者の設置工事により移設できないように固定されていること。 5 購入から設置まで6か月以内に実施されたものであること。	機器本体・付属品費および設置にかかる費用一式	【区内業者】 機器設置費用の1/2 (上限10万円)  【区外業者】 機器設置費用の1/2 (上限8万円)
二酸化炭素排出量算定クラウドサービス	区内に事業の用に供する目的で事業所を所有または賃借し、当該事業所の二酸化炭素排出量を算定し、環境経営を推進するために、対象サービスを導入した中小企業者等	事業所	二酸化炭素排出量の算定を目的としたシステムであること。	助成対象年度内に支払った対象サービスの導入に要する初期費用および利用料金	上限30万円

別表 (第 3 条関係)

助成対象機器等	助成対象者	設置等の対象となる建物	助成要件	対象経費	助成金額
ZEB設計 (延べ床面積が300㎡以上 2,000㎡未満)	区内にZEBを建設する法人	区内に建設済みまたは建設予定のZEB建築物	以下の要件をすべて満たすものとする。 1 新築、増改築、既存改修のいずれかを目的として『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Orientedのいずれかの認証を受けること。 2 建築するZEB建築物の延べ床面積が300㎡以上であること。 3 上乗せ設計費を支払ったもの。	ZEB設計に係る上乗せ設計費	上限150万円
ZEB設計 (延べ床面積が2,000㎡以上)	区内にZEBを建設する法人	区内に建設済みまたは建設予定のZEB建築物	以下の要件をすべて満たすものとする。 1 新築、増改築、既存改修のいずれかを目的として『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Orientedのいずれかの認証を受けること。 2 建築するZEB建築物の延べ床面積が300㎡以上であること。 4 上乗せ設計費を支払ったもの。	ZEB設計に係る上乗せ設計費	上限300万円
ZEH・東京ゼロエミ住宅	区内に住宅を建築し、ZEHまたは国が定めるZEH水準以上の住宅を助成対象とする助成事業、または「東京ゼロエミ住宅普及促進事業」の助成の交付決定を受けた区民	戸建住宅 集合住宅	以下の要件をすべて満たすものとする。 1 次のいずれかの助成金の交付決定を受けた住宅であること。 ①ZEH ZEH (『ZEH』、『ZEH+』、Nearly ZEH、Nearly ZEH+、ZEH Oriented、ZEH Ready) または国が定めるZEH水準以上の住宅を助成対象とする国または東京都が実施する助成事業。 ②東京ゼロエミ住宅 東京都「東京ゼロエミ住宅普及促進事業」。 2 申請者が工事発注した住宅であること(建売住宅、中古住宅は除く)。 3 「1」の助成金の交付決定を受け、その交付決定日の翌日から起算して1年以内に申請を行うこと。	対象住宅の建築にかかる費用一式	上限30万円
ZEV (電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、超小型モビリティ)	自らが使用する目的で、対象車両を新車で購入またはリース契約を締結した区民 自らの事業の用に供する目的で、対象車両を新車で購入またはリース契約を締結した区内に住所を有する中小企業者等		以下の要件をすべて満たすものとする。 1 未登録の対象車両を購入またはリース契約を締結し、初度登録年月の属する月の末日の翌日から起算して1年を経過していないこと(中古の輸入車の初度登録車を除く)。 2 購入した対象車両が、一般社団法人次世代自動車振興センターの実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」において、補助対象車両として認定されていること。 3 対象車両を購入した販売店に対する支払い、またはローン契約・分割払い契約もしくはリース契約が完了していること。 4 申請者が対象車両の使用者であること。 5 使用の本拠が区内であること。 6 リースの場合、リース契約期間が4年以上であること。	車両本体費またはリース料	上限10万円
ZEV (原動機付自転車・側車付二輪自動車、ミニカー)	自らが使用する目的で、対象車両を新車で購入またはリース契約を締結した区民 自らの事業の用に供する目的で、対象車両を新車で購入またはリース契約を締結した区内に住所を有する中小企業者等		以下の要件をすべて満たすものとする。 1 未登録の対象車両を購入またはリース契約を締結し、新車登録日の翌日から起算して1年を経過していないこと。 2 購入した対象車両が、一般社団法人次世代自動車振興センターの実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」において、補助対象車両として認定されていること。 3 対象車両を購入した販売店に対する支払い、またはローン契約・分割払い契約もしくはリース契約が完了していること。 4 申請者が対象車両の使用者であること。 5 設置場が区内であること。 6 リースの場合、リース契約期間が3年以上であること。	車両本体費またはリース料	上限2万円

## 備考

- 太陽光発電システムおよび蓄電池システムの助成額計算に用いる出力および蓄電容量は、小数点以下第3位を切捨てるものとする。
- 省エネルギー家電については、エアコンおよび冷蔵庫をそれぞれ同一年度内において、各1回に限り申請ができるものとする。
- 宅配ボックスについては設置する建物が異なる場合においては同一年度内において複数回申請することができるものとする。また、区内・区外業者の判断は、購入先または工事を請け負った業者の所在地で判断するものとする。
- 二酸化炭素排出量算定クラウドサービスについては過去に区が実施する同様の助成を受けた者は申請不可とする。また、同一サービスを1契約で複数の事業所に導入する場合は、1つ以上の事業所が区内に所在地を有することを要件とする。
- ZEH・東京ゼロエミ住宅における「交付決定」とは、工事完了後に助成要件に定める国または東京都の助成事業の要件を満たしていることを証明する検査等を受け、助成金の交付が確定することをいう。
- ZEVについては、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、超小型モビリティ、原動機付自転車・側車付二輪自動車およびミニカーをそれぞれ同一年度内において、各1回に限り申請ができるものとする。また、リース契約を助成要件に定める期間未満で解約する場合は、あらかじめ区に報告を行うものとし、満了していない月数分の助成金を区に返還するものとする。
- 上記の別に定める助成対象機器等を除き、各助成対象機器等ごとに同一年度内において、各1回に限り申請ができるものとする。
- 同一の対象機器等について、区の助成を受けている場合は助成対象外とする。ただし、ZEHまたは東京ゼロエミ住宅においては、国や東京都等から受領する助成額と本要綱に定める助成額の合計が、対象経費を超えない範囲において、本要綱に定める太陽光発電システム、蓄電池システム、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)、ヒートポンプ給湯器(エコキュート・ハイブリッド給湯器)、エコキュート・ハイブリッド給湯器)、省エネルギー家電(エアコン・冷蔵庫)、宅配ボックスおよびZEH・東京ゼロエミ住宅である場合は居住用途に供しているものとみなし、太陽光発電システム、蓄電池システム、事業所用LED照明および二酸化炭素排出量算定クラウドサービスである場合は事業用途に供しているものとみなす。ただし、助成対象機器等が当該建物の一方向用途部分でのみ利用されている場合は、その用途部分に応じて判断するものとする。
- 助成対象経費は、いずれも消費税を除いた金額とする。
- 複数の機器等を設置等した際の「工事費一式」「諸経費」など内容が明確でないものおよび設置機器等に直接必要な付属品およびそれに係る工事費等は対象経費に含まないものとする。
- 対象機器等に係る他の助成金の交付決定を受けている場合は、対象経費から当該助成金の交付決定額を控除した額と別表第1に定める上限額を比較し、いずれか低い額を助成金額とする。ただし、事業所用LED、宅配ボックスにおいては、対象経費から当該助成金の交付決定額を控除した額に2分の1を乗じた額と別表第1に定める上限額を比較し、いずれか低い額を助成金額とする。
- 助成金額は1,000円未満を切り捨てるものとする。